

令和3年度一般会計予算（新型コロナウイルス感染症対策）  
《既定予算による「在宅療養患者への生活支援」の拡充について》

令和3年8月23日 尾張旭市総務部財政課

概 要

◎在宅で療養する新型コロナウイルス感染患者に対しては、当面の生活に必要な食品、生活用品等の物資の提供などの支援を行うよう当初予算で措置していますが、市内での感染患者が増加していることを踏まえ、支援対象を在宅療養患者の家族等にも拡大するとともに、防災用備蓄食糧品も活用して速やかな支援を行います。

予 算 規 模

◎事業費 50万円（当初予算による既定予算を活用して対応します。）

※現時点では十分な予算措置をしていますが、予算が不足する場合には、直ちに所要額を予備費から充用して対応します。

参 考

- ・県が実施する支援に加え、在宅で療養する新型コロナウイルス感染患者に対して、当面の生活に必要な食品、生活用品等の物資の提供等の支援を行います。
- ・支援の対象を在宅療養患者の家族等に拡大するとともに、従来から実施している市販品による支援に加え、防災用備蓄食糧（飲料水、白米・まぜご飯など）も使用することで、速やかな支援を行います。
- ・市では、感染患者等の個人情報保有していないため、支援を希望される方からの支援要請が必要となります。支援要請は、尾張旭市保健福祉センター（電話55-6800）で受け付け、保健師等が健康相談等も合わせて対応します。

【 本件に関する問い合わせ先 】

尾張旭市健康福祉部 健康課 電話55-6800（主幹 加藤・健康増進係長 秋山）